現場掲示が必要な標識類　新旧対照表

改　定

現場掲示が必要な標識類

番号　標識種別と掲示場所・寸法等

⑬　再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書

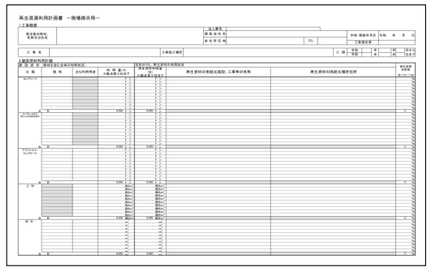

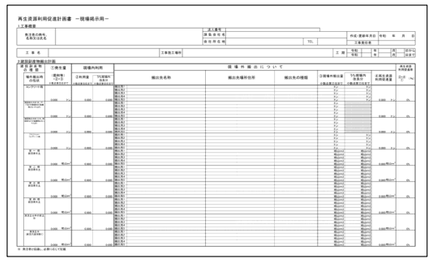

掲　示　場　所：元請業者は、工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）し、公衆の閲覧に供する。あわせてインターネットに公表するよう努める

標　識　寸　法：規定なし（A3またはA4程度）

掲示の根拠：建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令
第8条（再生資源利用促進計画の作成等）

そ　の　他　：再生資源利用計画書および再生資源利用促進計画書の作成・提出が必要となる工事が対象
建設副産物情報交換システム（COBRIS）の現場掲示用様式または国土交通省ホームページで公開している再生資源利用[促進]計画様式の現場掲示対応版（エクセル）の様式を使用してください

⑭　再生資源利用計画の作成に伴う確認結果票

工事名	●●●●●●●●●●●●●工事		
元請建設工事事業者等	(株)○○○○○○○○○		
作成・更新年月日	2024/6/1	工事責任者	○○　○○

土砂の搬出に係わる土壌汚染対策法等の手続確認結果

工区等	結果区分	確認結果
工事区域	②	手続確認済(搬出可能)

注）結果区分が①の場合には、建設発生土ではなく汚染土としての取扱いとなる

建設発生土の搬出先確認結果

No	搬出先名称	確認結果	詳細
1	●●●●処理場	公共施設用地等	分類：廃棄物処理施設 管理機関名：札幌市環境局処理場管理事務所
2	○○○○処分場造成地	公共施設用地等	分類：処分場造成地 管理機関名：札幌市環境局施設整備課
3	△△△△△道路改良工事	公共施設用地等	分類：道路 管理機関名：●●区土木部
4	□□□□□工業＿■■	他法令許可等	砂利採取法第16条の砂利採取計画認可 許可番号　●●第0000号
5	◇◇◇◇◇工業＿◆◆	規制区域外	盛土規制法：宅造区域及び特盛区域外 土砂条例：該当なし 土地所有者：同意確認済

掲　示　場　所：元請業者は、工事現場の見やすい場所に掲示する。

標　識　寸　法：規定なし（A3またはA4程度）

掲示の根拠：建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令
第8条（再生資源利用促進計画の作成等）

そ　の　他　：上記省令に関する「再生資源利用促進計画作成に当たって行う確認事項に関する解説について」の別添2「確認結果票作成に当たっての解説」（国土交通省ホームページ）の確認結果票（エクセル）を使用してください。
別添2にある様に、確認結果票の作成と現場掲示は、合計500m3以上の建設発生土を搬出する工事を対象します。
建設発生土の搬出先が適正であること等（盛土規制法及び土壌汚染対策法等の手続き）を確認した結果を、左図(例)のいずれかの様に記載の上、発注者へ提出し説明を行ってください。

参　　考：建設発生土の搬出先計画制度　(2)運用について
（国土交通省HP）
https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_fr1_000001_00041.html

⑮　有資格者掲示の例

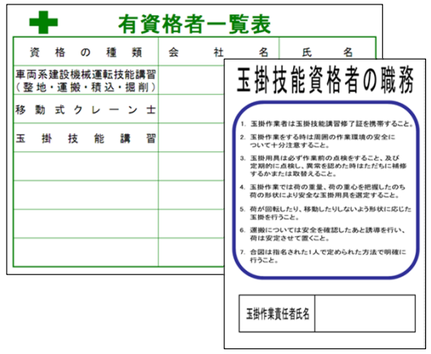

掲　示　場　所：作業場の見やすい箇所に掲示する。
及　び　内　容　就業制限業務及び特別教育を必要とする業務に従事する者を表示する。
当該工事の中の該当作業に対する資格者を掲示する。

標　識　寸　法：規定なし

関　連　法　令：労働安全衛生法 第59条 第3項（安全衛生教育）
労働安全衛生規則 第36条
（特別教育を必要とする業務）
労働安全衛生法 第61条（就業制限）
労働安全衛生法施行令 第20条
（就業制限に係る業務）
他

現　行

現場掲示が必要な標識類

番号　標識種別と掲示場所・寸法等

⑬　再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書

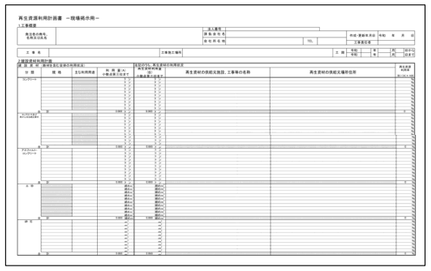

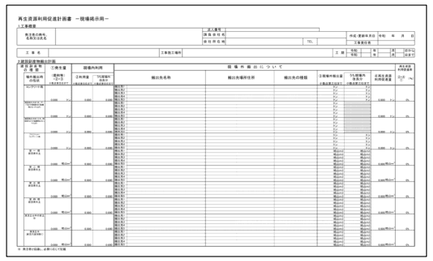

掲　示　場　所：元請業者は、工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）し、公衆の閲覧に供する。あわせてインターネットに公表するよう努める

標　識　寸　法：規定なし（A3またはA4程度）

掲示の根拠：建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令
第7条の4（再生資源利用促進計画の作成等）

そ　の　他　：再生資源利用計画書および再生資源利用促進計画書の作成・提出が必要となる工事が対象
建設副産物情報交換システム（COBRIS）の現場掲示用様式または国土交通省ホームページで公開している再生資源利用[促進]計画様式の現場掲示対応版（エクセル）の様式を使用してください

現行なし

⑭　有資格者掲示の例

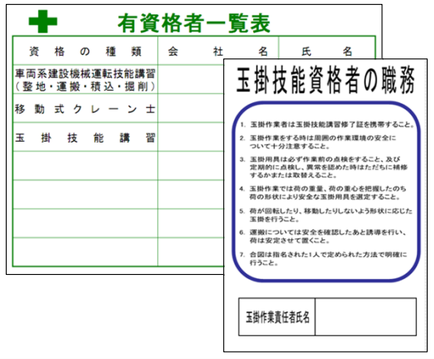

掲　示　場　所：作業場の見やすい箇所に掲示する。
及　び　内　容　就業制限業務及び特別教育を必要とする業務に従事する者を表示する。
当該工事の中の該当作業に対する資格者を掲示する。

標　識　寸　法：規定なし

関　連　法　令：労働安全衛生法 第59条 第3項（安全衛生教育）
労働安全衛生規則 第36条
（特別教育を必要とする業務）
労働安全衛生法 第61条（就業制限）
労働安全衛生法施行令 第20条
（就業制限に係る業務）
他

改定の内容

該当する条の修正

資源有効利用促進法の政令および省令の改正のため

通し番号の変更⑭→⑮